

独立行政法人国立文化財機構京都国立博物館職員の
勤務時間・休暇等に関する細則

平成19年4月1日
国立文化財機構細則第8号

(目的)

第1条 この細則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項について、独立行政法人国立文化財機構職員勤務時間・休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）及び独立行政法人国立文化財機構職員育児・介護休業規程（以下「育児・介護規程」という。）の細目を定めることを目的とする。

(出勤及び退勤の手続き)

第2条 職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(始業及び終業の時刻等の変更)

第3条 勤務時間等規程第4条第1項及び第5条第2項及び育児・介護規程第19条に基づき始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

勤 務		始 業	終 業	休憩時間
総務課（警備係衛士を除く） 学芸部		午前8時45分	午後5時30分	午後0時から 午後1時
総務課警備係		交替制勤務（別表1のとおり）		
育児又は介護を行う職員	早出	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時
	遅出	午前9時30分	午後6時15分	午後0時から 午後1時

2 警備係員の1週間の所定労働時間は、平成19年3月19日を起算日として4週間ごとに平均して、1週間あたり40時間以内とする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年9月14日に改正し、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年3月14日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年3月27日に改正し、平成21年4月1日から施行する。

別表1

① A

始業	終業	休憩時間
午前8時45分	午前8時45分	午後0時15分から午後1時まで 午後4時45分から午後5時30分まで 午前0時から午前7時まで

② B

始業	終業	休憩時間
午前8時45分	午後5時30分	午後0時から午後0時30分まで 午後2時45分から午後3時15分まで

③ C

始業	終業	休憩時間
午前8時45分	午前8時45分	午前11時15分から午後0時まで 午後14時15分から午後14時45分まで 午後17時30分から午前0時まで 午前7時から午前7時45分まで

④ D

始業	終業	休憩時間
午前8時45分	午後5時30分	午前11時15分から午後0時まで 午後2時15分から午後2時30分まで

⑤ E

始業	終業	休憩時間
午前8時45分	午後5時30分	午前11時15分から午前11時30分まで 午後1時30分から午後2時15分まで

⑥ F

始業	終業	休憩時間
午前8時45分	午後5時30分	午前10時45分から午前11時まで 午後0時45分から午後1時30分まで

⑦ G

始業	終業	休憩時間
午前8時45分	午前8時45分	午後0時30分から午後1時15分まで 午後4時45分から午後5時30分まで 午前0時から午前7時まで

⑧ H

始業	終業	休憩時間
午前8時45分	午後5時30分	午後0時から午後0時45分まで 午後2時45分から午後3時まで